

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年7月28日(2005.7.28)

【公開番号】特開2003-190362(P2003-190362A)

【公開日】平成15年7月8日(2003.7.8)

【出願番号】特願2001-398819(P2001-398819)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 5/04

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 1 A

【手続補正書】

【提出日】平成16年12月14日(2004.12.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

回胴を回転させたあと停止させることにより遊技を行う遊技機であつて、前記回胴は、

表面に複数の図柄が描かれた円筒フィルムと、

前記円筒フィルムの両開口縁を着脱可能な状態で挟み込む一対のフィルム枠とを備えた遊技機。

【請求項2】

前記円筒フィルムは、帯状フィルムを前記フィルム枠の径に合うように巻いて円筒状に形成されている、請求項1記載の遊技機。

【請求項3】

前記円筒フィルムは、少なくとも一方の開口縁に係止部を有しており、前記一対のフィルム枠は、前記係止部と係止し合う被係止部を有している、請求項1又は2記載の遊技機。

【請求項4】

前記係止部は、所定形状に切り欠かれた切欠溝であり、前記被係止部は、前記切欠溝に嵌り合う形状に形成された突起である、請求項3記載の遊技機。

【請求項5】

前記係止部及び前記被係止部は、前記円筒フィルムが前記一対のフィルム枠に嵌め込まれたときに外観に表れないように形成されている、請求項3又は4記載の遊技機。

【請求項6】

前記フィルム枠は前記円筒フィルムの開口縁を挿入可能な挿入溝を有し、前記係止部及び前記被係止部は前記挿入溝内で係止し合う、請求項5記載の遊技機。